

なかの方でございまして、国有地が非常に大きいところがあるとか、未開地があるというような場合はよいと思うのであります。都市付近におきましては、なか／＼この問題はむづかしいのではないか。また替地を提供するといたましても、この替地も、收用法の適用を受けない、事業に賛成されまして、別の人々がどん／＼売られた、それを今度は收用法にかけた人がとれるというような点もちよつと疑義があるようになります。この八十二条のうち、特に委員会が勧告するといふような条項がございます。たとえば八十二条の三項、こういうような点は御修正をいただいた方があるいはいいのじやないだろか。替地そのものの問題を議論するのではございませんが、この三項のよな効果といふ点はない方がいいのじやないかといふことを私ども考える次第でございます。

さういふにいたしましても、こういう法律の適用は、結局委員会の裁定なり、あるいは仲裁という場合にこれを担当なさいます人の問題でございまして、收用委員会の委員はどういう委員を選ぶか、あるいはその適格条件といふようなことについて、あまり詳しい規定はないのでございますが、もちろんこういう点については、十分に御審議して御決定になると思ひますが、特

話を持ちたいと思います。森村長。○森参考人 私は埼玉県のごく東のはずれ、利根川の分流の江戸川の右岸に住んでおるものであります。今度の利根流域の改修によりまして、私の村は全面積の三分の一を提供しなければならぬというような立場に置かれました。そういう関係から河川を対象にしましたこの法案につきまして、二、三の意見を申し上げたいと思うのであります。

従来のこうした改修に伴つた土地の收用と申しますと、ほとんど一方的に犠牲をしいられる、こういう結果に終始しておると思うのであります。私が従来こうした關係に直面しまして知つております限り、そうしたことが繰返されておりました。最も大正の初めから大正八年ころまでかかりました大改修

の犠牲を払つた者があります。その後部分的に改修は毎年のよう縦返されております。それらがみな一方的な犠牲であつた、こう申し上げて過言でないと思われます。收用いたしますこと

を考えてみると、企業者と被收用者との完全なる了解のもとに計画を樹立し用を受けるわれ／＼の立場から特に要

求める点がございます。その二、三を申し上げますと、企業者と被收用者ともう一度、大体今回の改修に際しまして、收

用を受けるものでないと思ひます。これは損失補償に対しましては、あらゆる角度から検討してもらいたい。従来常に広範囲な受益者があるということ

を申し上げることができるとと思います。一部の犠牲によつて広範囲な多くの受益者を生み出します。そういうよな意味から犠牲になるとろの人た

は金錢をもつて一部を負担するというだけに終始しておつたと思います。たとえますと、農民に対しては特に農地の替地を補償していただきたい。ただ

いまも立花説明員から、これは非常に大乗的立場に甘んじて、この犠牲になる、こういうふうに思われるのでもうこれ以上ない、そうした優遇をしてもらわなければならぬと思ひます。そういう意味から申しますが、犠牲者の立場を考えた

ならば、何らかの方法によつてこれはもうこれ以上ない、そうした優遇をしてもらわなければならぬと思うのであります。もし替地を欲する

ときに、広範囲な社会的な福利をもたらすのでござります。また一方考えます

と、この犠牲者に付しましてはできるだけの、もうこれ以上ない、そうした

意見を承ることにいたしたいと思います。○薬師神委員長 どうも御苦勞さまでございました。

それでは最後に、金沢東大教授の御意見を承ることにいたしたいと思います。

○金澤参考人 私は東京大学におきまして、経済法を専攻しておる者でござります。なかなか経済行政法につきましては附帶的な事件にまで完全に補償をしておつたが、こういう方法をおとせられたいと思うのであります。

それで、私は農地の補償問題についても十分に考慮していただきたいと思います。なお従来は收用され

る直接の土地、物件のみ対して補償をされたのであります。今後におきま

しては附帶的な事件にまで完全に補償をしておつたが、こういう方法をおとせられたいと思うのであります。

私は農地の補償問題についても十分に考慮していただきたいと思います。今後は犠牲者などという言葉が抹消されるような法令をわれ／＼

は要望するのでござります。今度の改正案を拝見いたしましたと、今私が申し上げましたあらゆる点が網羅されております。これならばたいへんに被收用者も喜んで收用に応ぜられると思うのであります。今後は犠牲者などといふ

本部の資源委員会の専門委員といたしまして、総合開発に伴う損失補償問題を研究することとなりまして、ここにか研究をいたしましたほか、経済安定数年間その問題に携わつて参つた次第であります。従いまして土地收用法の改正につきましては、少からざる関心を持つておつたわけあります。

そこで私は大体三つのことにつきま

して申し上げたい。第一は総括的な感想であります。第二は具体的な改正の検討であります。第三は施行、実施その他に関連した一般的、補足的な見解であります。

まず第一に総括的な感想を申し上げたいと思います。收用制度の存在の意義は、申すまでもなく、私有財産制度の確立ということと、公共の福祉のための利用ということをどう調整するかという点にあると思うのであります。つまり一方におきましては、公共の福祉のためには、私有財産をも強制的に取上げなければならない、しかし他方においては、同時にそれに対しては、正当な完全補償が行われなければならぬという点にあると思うのであります。このことは憲法第二十九条の趣旨に従うところであります。つまり強制はするが損はかけない、と、私権の確保といふこととは相反するのでなくして、むしろそれが調和されねばならぬ、公共の福祉の確立といふことである、また調和されることなるは必ずあります。ところが従来の例を見ますと、それがうまく行かない。土地收用法はいわゆる伝家の宝刀、抜かざる太刀の功名というわけで、あまり頻繁に発動されたといふことを聞きません。そうして実際はどのようなことが行われておつたかと申しますと、不當に安い価格で泣寝入りさせたり、また買収價格の間に非常にアンバランスがあつたり、むだな運動費が費されたり、またしばく当事者の間にボス的存在が介在いたしまして、不當ら上前をはねるというようなこと

が行われておるようであります。こうしたことでは、ひとり私権の適正な確保ができないのみならず、公共事業の適正な発展を望むこともできないのであります。そこで收用法という伝家の私権の確保をはかるべきであります。收用者側においても、むしろそれを恐れることなく、これによつて真正に道正捲刀は、むしろ大いにこれを抜き、被收用者側におきましても、これによつて公共的事業の適正円滑な進歩をはかるべきであります。かくてこそ初めて法による正義の發現と確保が行われなければならぬ。先ほど森参考人さんから、もし適正な補償があるならば、被收用者は喜んで收用に応ずる氣持だといふことを申されました。まさにその気持にござるべき收用法ができなければならぬ。従つてまだ抜きにくくもあつたといふことは事実であろうと思うのであります。そこでもしこの法律を改正するならば、現在の諸事情に照しまして、その切れ味をもつとよくするということは、まだ抜きやすくするということにはあまり切れ味がよくなかった。従つてまだ抜きにくくもあつたといふことは事実である、起業者の側から言えば非常に困る、というような考え方もあるかと思ふのであります。このことは一見しますと、起業者の側からも非常に保護を十分に期することは、とりもなおさず收用法を発動しやすいといふことです。そこでもし改定するなにともありますと、従つてそれはまた起業者側にも有利であるといふことも考えてみなければならぬと思うのであります。このように見ますと、今回改定案を挂見いたしましたのであります。このように見ますと、今回の改定案は、概して私権の保護と公共的事業の推進による公共の福祉の確保はより適正に行われ、両者が調和されるようなものでなければならぬ。つまり私権の確保と公共の福祉の確保は、必ずしも調和をはからうとする、またはかかるふうに思ふのであります。このような観点から、実は今回の改定案は、概して私権の保護と公共的事業の推進による公共の福祉の確保との調和をはからうとする、またはかかるふうに思ふのであります。このように見ますと、改定案をおきましては、それが非常に具体的な感想であります。

第二に、改定点についての具体的検討でございますが、この点はすでに十分にこの方向に向つての改善の努力が行われておるようになります。こうしたことでは、ひとり私権の適正な確保ができないのみならず、公共事業の適正な発展を望むこともできないのであります。そこで收用法という伝家の私権の確保をはかるべきであります。收用者側においても、むしろそれを恐れることなく、これによつて真正に道正捲刀は、むしろ大いにこれを抜き、被收用者側におきましても、これによつて公共的事業の適正円滑な進歩をはかるべきであります。かくてこそ初めて法による正義の發現と確保が行われなければならぬ。先ほど森参考人さんから、もし適正な補償があるならば、被收用者は喜んで收用に応ずる氣持だといふことを申されました。まさにその気持にござるべき收用法ができなければならぬ。従つてまだ抜きにくくもあつたといふことは事実である、起業者の側から言えば非常に困る、というような考え方もあるかと思ふのであります。このことは一見しますと、起業者の側からも非常に保護を十分に期することは、とりもなおさず收用法を発動しやすいといふことです。そこでもし改定するなにともありますと、従つてそれはまた起業者側にも有利であるといふことも考えてみなければならぬと思うのであります。このように見ますと、今回改定案を挂見いたしましたのであります。このように見ますと、今回の改定案は、概して私権の保護と公共的事業の推進による公共の福祉の確保との調和をはからうとする、またはかかるふうに思ふのであります。このように見ますと、改定案をおきましては、それが非常に具体的な感想であります。

次には権利の收用に関する本案五条の規定であります。権利の收用に関する規定は、現行法にもございますが、改定案をおきましては、それが非常に具体的に示されて来たといふ点において注目せられます。この権利の收用に関する規定が具体的に規定されて来た

ことは、従来の争いを立法的に解決しつつ、私権のより確実なる確保をはかるという線に、まさに沿うものに見ましても、従来疑惑のあつた点を明確にしたとか、あるいは権利に関する收用の補償についての規定を明確にしたとか、損失補償における補償の限界を拡張したとか、その他当事者の意見の尊重を十分にはかるとか、さらに官僚的な收用審査会を、客観的に改定案をおきましては、認定機関の運営をはかるべきであります。かくてこそ初めて法による正義の發現と確保が行われなければならぬ。先ほど森参考人さんから、もし適正な補償があるならば、被收用者は喜んで收用に応ずる氣持だといふことを申されました。まさにその気持にござるべき收用法ができなければならぬ。従つてまだ抜きにくくもあつたといふことは事実である、起業者の側から言えば非常に困る、というような考え方もあるかと思ふのであります。このことは一見しますと、起業者の側からも非常に保護を十分に期することは、とりもなおさず收用法を発動しやすいといふことです。そこでもし改定するなにともありますと、従つてそれはまた起業者側にも有利であるといふことも考えてみなければならぬと思うのであります。このように見ますと、改定案を挂見いたしましたのであります。このように見ますと、今回の改定案は、概して私権の保護と公共的事業の推進による公共の福祉の確保との調和をはからうとする、またはかかるふうに思ふのであります。このように見ますと、改定案をおきましては、それが非常に具体的な感想であります。

第二に、改定点についての具体的検討でございますが、この点はすでに十分にこの方向に向つての改善の努力が行われておるようになります。こうしたことでは、ひとり私権の適正な確保ができないのみならず、公共事業の適正な発展を望むこともできないのであります。そこで收用法という伝家の私権の確保をはかるべきであります。收用者側においても、むしろそれを恐れることなく、これによつて真正に道正捲刀は、むしろ大いにこれを抜き、被收用者側におきましても、これによつて公共的事業の適正円滑な進歩をはかるべきであります。かくてこそ初めて法による正義の發現と確保が行われなければならぬ。先ほど森参考人さんから、もし適正な補償があるならば、被收用者は喜んで收用に応ずる氣持だといふことを申されました。まさにその気持にござるべき收用法ができなければならぬ。従つてまだ抜きにくくもあつたといふことは事実である、起業者の側から言えば非常に困る、というような考え方もあるかと思ふのであります。このことは一見しますと、起業者の側からも非常に保護を十分に期することは、とりもなおさず收用法を発動しやすいといふことです。そこでもし改定するなにともありますと、従つてそれはまた起業者側にも有利であるといふことも考えてみなければならぬと思うのであります。このように見ますと、改定案を挂見いたしましたのであります。このように見ますと、今回の改定案は、概して私権の保護と公共的事業の推進による公共の福祉の確保との調和をはからうとする、またはかかるふうに思ふのであります。このように見ますと、改定案をおきましては、それが非常に具体的な感想であります。

す。十八条二項四号、五号、二十一條一項、二項、二二項のようないふうなことがあります。また次には認定方法及び手続が非常に慎重化せられている。この点も注目すべき規定であります。

こまかいいことは省略いたしまして、次は収用委員会の組織であります。従来の官僚的な収用審査会というものを、客観的な、公正中立的な収用委員会に改められたということは、これはこの改正の最も大きな一つの目次であります。従つて不適当な人が出来た場合に、その人を何とかしてやめさせようと思われる所以りますが、ここに述べられて来る収用委員会といふのは、具体的には実際問題としてどういふ人がなるかといふことについて、いささか問題が出て来るだらうと思うのであります。従つて不適当な人が出来た場合に、その人を何とかしてやめさせようといふことが、可能かどうかといふことが考えられるのであります。その点は身分保障の規定、つまり五十五条の一項二号によりまして、「収用委員会の議決により職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認められたとき」、この運営によつて救われると思うのであります。ただしかしその委員の任命権は知事にありますので、いわゆるリコール制度といふようなものは認められなくてもしかたがないと思われます。

次に収用委員会の運営機能に關しまして申し上げたいと思いますが、その一は、収用発動以前に各種の解決方

法をはかつておることであります。たとえば調停制度、百八條以下、あるいは和解制度、五十条というようなものであります。またさらにはその他、協議の確認の制度を百十六条以下で認めております。これらの機能によりまして、收用という強権発動がむやみやたらに、いわゆる伝家の宝刀を抜かず、認定の後においてもいろいろの手段方によつて、当事者の利益あるいは意見を尊重しようとする立場がはつきり現われておるのであります。これらは運営いかんによりましては、先ほど最初に申しましたように、收用法はより抜きやすいといふことが裏づけられておると思ふのであります。

その二は、裁決及び審理手続に関する問題であります。この点につきましては、特にたとえば四十五条二項の準関係人の意見書の提出を認めるとか、当事者の意見を述べる権利等を認めるという六十三条の点は、現行法によりますと、審査会の方から必要があつた場合に聽取するといふ程度にすぎないのです。積極的に当事者が意見を申し立てる、つまり司法的、裁判的、手続的なものが十分に取入れられ、私権の保護が收用の審理の段階においても行われるということは、注目すべき改正だと思われます。またその審理は公開の原則をとつたという六十一条も、これまた現行法に比べて注目にこれをしなければならないとすべき改正であります。ただここで裁決の期間につきまして、現行法によりますと、開会してから原則として一週間にこれをしなければならないという二十七条の規定があるのであります。が、改正案によりますと、それがないように思われるのです。この点

はつまり先ほど立花さんが申されましたように、そのほかの点でいろいろございますが、要するに改正案においては審理や手続が非常に遅れるのではないかということあります。しかしながら一度裏返して考えてみなければならぬ。つまり現行の収用法によれば一週間のうちに原則として裁決てしまふこというようなことになる。早くやつてしまふ。だから開会してから一週間のうちに原則として裁決てしまふこというようなことになる。早くやつてしまふ。そこから先はできるだけ手取り早くやりますが、それによって私権の確保、保護が完全に行われない危険が非常に多いのであります。私の考えをいたしましては、つまり事業の認定などをできるだけ手取り早くやりまして、つまり収用法ができるだけ早く戻つてしまふ。そして収用法といつつの法によつて整備、発展、確保をはかるという立場をとりますならば、わざとこの収用委員会における審理なりつけてしまふ。そして裁決が相当慎重に行わなければならないのです。従つて現行法によつて、つまり私権の確保、保護といふ点にできるだけ万全を期する、つまり補償の方法として、従来は金銭賠償しかなかつたが、しかしも出ましたように、替地その他の金銭補償につきましては、まず第一に損失補償が抜擢せられた。先ほどのお話に案において削除されたという点は、大いに意義のあることだと考えております。

被收用者に補償の方法についての選択の自由を与えるということは、大いにけつこうなことだと思います。また補償の範囲、対象についても、これをせんじあるいは明確化したいということあります。たとえば九十三条によれば、收用地以外の土地に関する損失の補償、これは非常に注目せられる点であります。従来の補償が、大体におきまして、いわゆる買収に伴う直接補償的な補償に限られて來るようですが、これによりまして、従来の事業損失、あるいは企業損失といわれておるところのものにも一步を進めて補償しようとするという態度が、ここに現われておるのであります。この九十三条の規定は、必ずしもそういう企業損失についての十分な補償ではない、と考えられます。しかします今回の改正におきましては、従来に比して注目すべき改善だと思われます。また通常受けける損失の補償につきまして、これが具体的に明確に規定した八十八条等があります。たとえば雑作料、營業権の補償といふようなことが、従来はただ一般的な規定で、その解釈上で、取扱われておつたのであります。それを明記されたということになります。

以上で具体的な改正点の検討を終りまして、次に第三に、補足的な意見を申し上げたいと思います。

以上申しましたように、今回の改正案は確かに現行法に比べまして、收用事業の実施とこれに伴う損失補償の間でしき歩を進めたといふことは争えないと思われます。しかし公共的

ないものがありまして、さらに総括的な見地から適正妥当な解決方法がとらえられることが望ましいのであります。この点につきまして若干申し上げたいと思ひます。

その一は、収用委員会の運営に関する点であります。収用委員会は、なるほど客観的な立場にある学識経験者等によつて構成せられるということはまことにかつこうでありまするが、その運営にあたりましては、十分な調査あるいは研究を行ふことが必要なものであります。そのためには損失補償に関する各般の問題の研究なり基礎的、一般的な資料の利用なりが必要となると思われます。改正案によりますと、収用委員会の庶務につきましては、都道府県の局部において処理するという規定があるのみであります。これは改正案五十八条にありまするが、この都道府県の局部においては、おそらくこういつた点にまで機能を果すということは不十分だらうと考えられます。従いまして私の意見といたしましては、こういつつより収用及び補償に關するあらゆる問題のインフォーメーションをやるよろな、そういうピューローがどこかにありますて、これらは中央にあるか、各府県あるいは地区にあるか知りませんが、そういうようなものがありまして、こういつた機関をバツクとして初めて収用委員会の機能が十分に發揮せられ、適正な運営が行われるるといふことが望ましいと考えられるのであります。

その二は、収用による財産権の完全補償ということと被收用者の生活あるいは生存の保障——この保障はギヤラントリーでありまするが、保障といふこ

との問題であります。今回の改正によりまして、各般の点において私権の保護がより確実にはかられる事になります。しかしこの憲法第二十九条に基く財産権の補償を中心とするのであります。收用法における補償の建前は、何といたしましても原則として過去あるいは近き将来における經濟的損失を補償する、つまり憲法第二十九条に基く財産権の補償という考え方は、職業の自由、つまり職業選択の自由と就職機会の自由であります。これを前提として、その上に初めて認められるべき財産権の補償を意味するというふうに解したいのであります。つまり職業の自由が現実の問題として客観的に十分与えられていないような、そういうようなもし社会的地盤があるとすれば、そういう場合においてもなおかつ收用による財産権の補償でおつばなしてしまう。つまり損はかけないといふ程度で済むかどうかという問題であります。ただこの問題は、もとより收用なりそれに伴う補償なりのわくの外の問題として考えておかなければならぬといふふうであります。たとえば失業保険制度の再検討などの社会政策の問題として考えられますが、收用法の整備とともに、この点についての再検討をあわせて考うべきことをこの際一言申し上げておきたいと思うのであります。

解決せられないものとがあるのです。つまり直接の買収による損失の補償と、いわゆる事業損失の補償その他があるのであります。損失補償の当事者から申しますならば、そのいずれによつてウエイトが違うといふようなものではなくて、いずれもひとしく損失の補償なのであります。それを前者についてのみ收用法に持込んで、これで解決する、あとは最終的には司法的解决に待つのみだということでしょうか。どうかといふ問題があると思うのです。改正点におきましては先ほど申しましたように、この点につきましてある程度の事業損失あるいは企業損失といわれるところのものにも食い込んで来たということは注目せられるべき点なのであります。さらには何らかの方策によつてこれらの全般的な損失の補償についての考へ方がつまり適用を受けるものの側としての考へ方、法律を裏返したような考え方方が必要になると想われる所以であります。以上の諸点は特に最近やかましくなつて参りました総合開発に関連いたしまして一層痛感せられる点なのであります。しかし今日は総合開発に伴う損失補償一般の問題につきましては立ち直ることを差控えたいと思いますが、要するに今回の土地收用法の改正の意義、また收用法には收用法の限られた役割があるということを認めるといふことです。今後はなお総合開発、その他事業関係法の改正なり、さらには会政策的な適正な施策の実施なりと併せて、初めて今回の改定案の実質的な意味もまた画竜点睛を得るこになるであろうと思われる所以あります。以上私の意見を終ります。

○**薬師神委員長** どうも御苦勞されて
した。参考人の説明は以上で終ります。
〔委員長退席、内海委員長代理着
席〕
○**内海委員長代理** これより土地收用
法案並びに土地收用法施行法案を一括
して質疑に入ります。政府側より管理
局長渡江政府委員、管理局総務課長高
田説明員、なお提案者代表として岩沢
忠恭参議院議員が見えております。法
制局側より衆議院法政局第二部長福原
忠男君、参議院法制局第三部長岡田武
彦君が出席されております。通告順に
よりまして質疑を許します。村瀬宣親
君。
○**村瀬委員** 質疑に入ります前に本法
案の提案者はどうなつておりますよ
うか。
○**岩沢参議院議員** 先般の村瀬さんの
御注意もありましたから、時日があり
ましたので、各党に説明をいたしまし
て、六人ばかり追加してその手続をと
りまして、こちらへはやはり私外六名
という提案者がなつております。
○**村瀬委員** 逐条的にお尋ねいたした
いのであります。が、その前に總括的に
要點をまず伺つておきたいと思いま
す。この法律案によりますると、都道
府県に収用委員会を設けることとなつて
おるのであります。が、中央に中央收
用委員会といふやうなもの設けると
いうような構想はお持ちでなかつたか
どうかという点であります。これは御
承知の通り鉱業法の裏づけといつしま
して、土地調整委員会設置法なるもの
があるのであります。これらとの関
係もいろいろ出て来ると思いますので、
まず提案者から伺つておきたいと

○岩沢參議院議員 鉱業法の関係につきましては、その鉱業法についての意見を徴するために土地調整委員会の意見を聞くというのは、本文二十七条、ほか二條ばかりあります。そうして御存じの通りに從來收用審査会といふのが中央だけにとどまつておつたのでありますけれども、実際問題としてたゞ一地方に限るような小さい問題をいつも中央に持つて来ることは、現在における状態から考えてどうか少くとも国の事業とかあるいはまた二府県にわたるような事業については建設大臣が事業認定をいたしていい、また一府県に關係するのは知事だけにこれをまかす、これは民主的にやつた方がえつてその事情もよくわかつておるし、すべてが円滑に行くのじやないか、こういうように考えて今度の事業認定については今申し上げましたような二種類にわけた、こういうことなんですね。

か。また運営の敏速をどうとぶ場合に、非常に遅れるのではないかということを考えられるのであります。それがも中央に收用委員会というものができております。鉱業法をバツクとした土地調整委員会をも吸收して行くことになりますなれば、非常に円滑な運営と公正な結論が出るのでないかと思うのであります。ことにこの法案が動き上るまでは、そういう構想も一度はあつたやに聞きますので提案者に伺つておる次第であります。

○瀧江政府委員 ただいま鉱業法関係の中央土地調整委員会の關係の問題、それに關連しまして收用法における中

央審査会的なものも置く必要はない

か、あるいはそれについての考え方など

うか、こういうお尋ねのよう辯聽いたしました。実はただいま提案者からお話をになりましたように、これは從来の土地收用法を踏襲したしたもので、なぜそういう踏襲の形をとつたかにつきまして若干御説明いたしたいと存じます。

御承知のように、收用の手続とい

しましては、事業の認定、それからそ

れ以後の收用の手続の二段にわかれ

ります。由來事業認定については二

段構えの方法を行つておつたのであり

ます。しかし收用の手続そのものにつ

きましては、收用の裁決、これは各地

方の收用審査会の全部専決事項でござ

ります。従いましてかりに中央に地方

の收用審査会に相当すべきものを置く

とするならば、これはやはり覆審機関

的なものにならざるを得ない。鉱業法に基きますところの中央土地利用調整委員会も、やはり覆審的な機関であります。收用法の覆審的な機関といたし

か。また運営の敏速をどうとぶ場合に、非常に遅れるのではないかということを考えられるのであります。これがも中央に收用委員会というものができております。鉱業法をバツクとした土地調整委員会をも吸收して行くことになりますなれば、非常に円滑な運営と公正な結論が出るのでないかと思うのであります。ことにこの法案が動き上るまでは、そういう構想も一度はあつたやに聞きますので提案者に伺つておる次第であります。

○瀧江政府委員 ただいま鉱業法関係の中央土地調整委員会の關係の問題、それに關連しまして收用法における中

央審査会的なものも置く必要はない

か、あるいはそれについての考え方など

うか、こういうお尋ねのよう辯聽いたしました。実はただいま提案者からお話をされましたように、これは從来の土地收用法を踏襲したるもので、なぜそういう踏襲の形をとつたかにつきまして若干御説明いたしたいと存じます。

御承知のように、收用の手続とい

しましては、事業の認定、それからそ

れ以後の收用の手続の二段にわかれ

ります。由來事業認定については二

段構えの方法を行つておつたのであり

ます。しかし收用の手続そのものにつ

きましては、收用の裁決、これは各地

方の收用審査会の全部専決事項でござ

ります。従いましてかりに中央に地方

の收用審査会に相当すべきものを置く

とするならば、これはやはり覆審機関

的なものにならざるを得ない。鉱業法に基きますところの中央土地利用調整委員会も、やはり覆審的な機関であります。收用法の覆審的な機関といたし

ます。村瀬委員のお話をさらにもう一段つづ込んで参りますれば、それでは建設大臣が専決するのではなくて、そういう建設大臣式のものになるかどうかといたしましては、これにつきましては、利害関係者、関係行政官庁、あるいは公聴会といつたような手続によつて、できるだけ各方面の意見を徴して建設大臣がきめる、こういう仕組みで考えた次第であります。

もう一点、利用調整委員会との合併といいますか、一体となつたものを考

えた、こういうお話のように伺いまし

たが、これは実は土地利用調整委員会とのものの性格と、收用の手続における調査会は、設けられました趣旨

からいたしまして、鉱業と農業との利害關係を土地問題について調整すると

いうのが主體でございまして、従いまして、土地收用におけるよな各種の

公共事業全般に関する收用問題を取扱

うといふ仕組みになつて参つております。

○瀧江政府委員 土地收用に關する限

度も申します通り、鉱業法を主眼とし

てできたものであります。しかばらもう一つつ込んでお尋ねをいたして

おきます。この土地調整委員会は、何

う御答弁でありますか、これでさしつかえない、かよ

うに考えております。

○村瀬委員 かなり大胆な御答弁であ

つたと思うのですが、しかばらもう一つつ込んでお尋ねをいたして

おきます。この土地調整委員会は、何

う御答弁でありますか、これでさしつかえない、かよ

うに考えております。

○村瀬委員 お尋ねをいたしておきます。この土地調整委員会は、何

う御答弁でありますか、これでさしつかえない、かよ

うに考えております。

○村瀬委員 そういうことであります

ならば、この際土地調整委員会といふものを廢止して、それにはかかるよ

うに土地收用法に中央委員会を設

けたという歴史を経てできた土地調整委員会の設置法なんでありますから、

当然なことでござります。

そこでただいまの御答弁は、この土

地收用法ができる、建設大臣が收用に

ついで最後の体定をするのであるか

ら、たとい土地調整委員会の意見がど

うにあつても、眞に公共のために

必要なりと認めたときには、建設大臣

は必ずしも土地收用委員会の意見通り

しなくてよい、こう政府ではお考

えにありますけれども、現在の段階では

臣と考へが対立したときには、どうい

う解決がはかられるかといふうにも

思われるのございますが、できるだ

けそういうことのないよういたすこ

とはもちろんございますが、万一そ

の意見も一応聞き、そして建設大臣が

ます。建设大臣の決定に対します異議の申立

してその他を覆審するという建前な

つておりますが、中央の建前といたし

ておりまして、鉱業法をバツクとした

土地調整委員会をも吸收して行くとい

う規定がございますが、この意見と建

設大臣の意見が異なるかといふうにも

思われるわけでございます。あくま

で意見を聞くという形でございまし

て、法律上の拘束力はございません。

おきましては、もちろん決定権は建設

大臣にあるわけでございます。あくま

で意見を聞くという形でございまし

て、法律上の拘束力はございません。

おきましては、もちろん決定権は建設

律上論理上の必要がなかつたわけであります。その点を一応先ほど提案者から御説明があつたわけござりますが、やや法律技術的に一言御説明を申し上げまして、御了解をいただきたいと思ひます。

この現行収用法を踏襲したということをさらには附加して申し上げますと、御承知のように、現行収用法は、事業の認定ということを、普通の行政官庁、つまり実務上は建設大臣がやつておるわけでございます。事業の認定といふことは、早く申しますと公益性の決定ということをございます。憲法二十九条にある公共のためということ、公益性の決定の第一義的の処分官庁の建設大臣ということでございます。

第二は、現行法のとつておりますところの特色は、補償の決定を中心とする事柄でございます。補償の決定は、事業の認定という公益性の決定を行ふ機関と別個の機関が当つております。これは現行法におきましては、収用審査会でございます。この点、つまり事業の認定ということを一般の行政府において行い、しかして公益性の決定と離れた補償の決定は、今私が申し上げました公益性の決定を行ふ機関と別個の機関が当ることになつておりますが、この点は新収用法もとつてあるのでござりますが、けだし収用法においては、公益性の決定ということと、補償の決定ということとは、截然と区別するべきところでございまして、あらゆる立法例が、いずれも公益性の決定ということを行ふ機関と、補償の決定を行ふ機関とは、まったく別個のものが扱うという仕組みになつております。

す。つまり補償は当事者の対等の原則によりまして、中立の機関がこれを行なうのが最も適当でございまして、改正法におきましても、收用委員会という中立公正な機関が行うことにしておられます。公益性の決定におきましては、さような委員会が当るべきではないく、やはり現行法通りの建前を踏襲いたしましておきます。ただその事業の認定の手続におきましては、きわめて慎重な手続をとりまして、現行法の不備を補つたのでございます。この点は改正法におきましてもとったところでございまして、收用法の制度の上からいたしまして最もも適当であると確信をいたしております。さような建前をとりました以上は、あとは事業の認定機関につきまして、中央にさような機関を設けることは、かえつて何の必要もないということござります。ただ考えられます事柄は、地方の補償決定機関に対する訴訟であります。補償金といふものの決定は、中央に新しく委員会を設けるということが現行法にはないのでござります。補償決定という事柄は、損失の事実が幾ばくのことであるかといふような細密な民事事件的性質を持つておるのでございまして、これは現地に近い裁判所にすぐ訴えを起す、もしそれに不服がありましたならば、第二審はすぐ裁判所に持つて行かせることが最も適当であるということになりますので、さような事からいたしますと、中央に委員会をつくる必要がなかったわけでござります。ことに財政上等の理由からいたしまして、いたずらに行政機関を意味なくして置くことは避けなければなりませんし、收用法の制度の上からいたしまして、今申し

上げましたような結論に到達いたしました。ことに一番問題は、補償の決定ということと、公益性の決定ということは、別個の機関が扱わなければならぬという建前が、一番の基本でございまして、さようなことから現行法を踏襲いたしたわけでございます。なお土地調整委員会との関係についても一言だけ申し上げておきますが、土地調整委員会法がすでに国会で可決されまして、公布されておりますが、御承知の通り鉱業権の設定または鉱業権の取消しに対しますところの第二審機関でございます。当初第一審機関いたしましては、通産局長が鉱業権の設定または取消しを行つたのであります。それが、それに対しまして、受審期間としていろいろな特別なきさつから、二審機関として土地調整委員会が設けられたのであります。

関係する場合が多いのでございまして、しかも鉱業の方は、これは完全なるパブリックのものではございません。他方農業の方も私企業とはいいながら食糧とか、いろいろな關係で非常に重要性が増して参りますので、その間におきまして、通産局長に対する、処分に対しまして、特別の機関を設けることは、鉱業権の設定並びに取消しに對応いたしまして起り得ることでござります。またさうないきつからいたしまして、土地調整委員会ができたわけでございますが、その行政機關が、たゞ一鉱業のための收用をやるといふことでございますが、この点も多少の説明を申し上げますと、鉱業法申込の要件といふのは非常に違つてある、そこにやはり鉱業法でごらんの通り、收用の要件といふものが、一般法であるこの收用法とは全然違つてある、そこには非常に違つてあるわけでございますが、たゞ一つでは收用が認められず、ただ使用権だけしか認められなかつたところに特色があるわけでございますが、まさような性質を持つ鉱業のための收用、または使用制限された特殊の收用使用といふものが、鉱業権の設定または取消しということと不可分の關係をもつて、あわせてそこで扱うといふように、無理に收用法の一般原則にこれを合併する必要はない、かような実際的な要求からいたしまして、また法律技術上から申しましても、必ずしも不都合ではないのでございまして、鉱業権の設定と不可分という事実上の

関係がござりますので、これはあちこちで得ないのである、かような経緯からございましたとして、收用法との関係におきましては、截然としてこちらが一整法、あれが一種の特別法というかつておいでございますので、これを無理に合併することはきわめて実情に適らないものがござりますので、かような結果になつたのでござります。

○村瀬委員 御説明を承りますと、最初の部分は、明治三十三年に出た收用法をそのまま踏襲するという関係もござつたから、この中央の收用委員会というものはつくらなかつたのだと、いうのが、主眼点のようでありましたが、細説明を聞いて行くうちに、やはり鉱業法を裏づけとした土地收用委員会は、これを統一すべき土地調整委員会と一緒にはない方がよいという意見で、あつたようであります。私はそれに對しまして、しさか疑惑を持つものであります。

そこで私は委員長にこの際お願ひ申し上げるのであります、ただいまの政府委員の御答弁によりますと、建設大臣は必ずしも土地調整委員会に拘束されることなしに裁定をすることがができるというような御答弁であります。ですが、これは立案にあづかつた政府側の一員としての御意見であらうと思ひますので、明白でも土地調整委員会の事務局長なり適當な人を呼んで、このとき上りましたときに、必ずこれは運営法の一部としての御意見であるうと願ひますので、その点を委員長にお願いいた

でおきたいと思うのであります。この点は明日土地調整委員会の関係の委員によつて了解するのでありますから、土地調整委員会といふものは、この収用法に對しては非常に弱いもので、何ら意味がないということでありますならば、私のこの心配は一応解消するわけありますから、これは明日に譲ることにいたします。

そこでこの問題に關連をして、提案者でも政府委員でもよろしいのでありますがあが伺いたいのであります。この法案に基きまして、いろいろな問題を解決しようとする場合に、公共の利害が相反する場合が生ずると思うのであります。ダムをつくるとともに、あるいは国立公園の中へ道路をつくりたいというような場合も、風致保存の關係で、同じく意見が対立するでありますましょ。またいろいろな文化財といいますか、たとえば今現に問題になつております群馬、福島、新潟、三県境の尾瀬沼にダムをつくるといったしましても、あの付近には毛疊ごけ何かあるそうですありますし、そういうものはぜひおいておかなければならぬといふような問題も起ると思つのであります。こういう同じ公共の利害が一致しないといふような場合に、この収用法によつて敏速に、円滑に解決し得るお考えでありますかどうか、その点をお伺いしたいと思います。

○高田説明員 御質問の要點は、この法文の技術的な点にもわたりますので、一言お答えしておきたいと思います。新収用法の第十八条の二項にござりますように、収用ということが起ります前に、実は関係行政機関のいろい

な処分が先に行われるわけでありま
す。たとえば尾瀬沼に、発電所のダム
をつくるという場合には、收用といふ
ことは事務の順序から申しますとあ
となるわけでありまして、そこに電気
事業の許可とか認可とかいう事柄が先
行するわけであります。そのことは
第十八条の第二項の四号、五号で添付
書類を要求いたしておるところでもお
わかりのように、すでにその事業の施
行に關しまして政府部内でいろいろな
意見が統一された上で、いろ／＼な行
政機関の認可あるいは許可があるので
ござります。その後におきまして收用
という問題が起つて参るのでございま
して、御心配の点のような各行政機関
の意見の調整という問題は、すでに收
用の発動せられる以前に解決をされて
おらなければならぬ問題であります
て、さような問題が解決されない以上
は、事業の申請、認定書を提出すると
いうようなことは、法の建前から申し
ますとあり得ないということになるの
でござります。

私は将来ともそういう問題が全然ないとは考えません。その点をお尋ねいたしましたのであります。が、本日御出席の方にお尋ねしても御答弁は困難かと思思いますので、この点はこの程度に問題をあとに残しておきます。

そこで私はきょう出席の方の顔ぶれを見まして御答弁のできる範囲内のお尋ねをしてみたいと思うのであります。が、第八条の定義におきまして、收用及び使用という言葉がありますが、これの定義はいたされておらないようであります。しかし全般を通じて盛んに收用または使用にかかる土地というようなことが方々出て参りまするのでは、これは法律運営上はつきりしてお必要があると思いますが、この内容を明確にしていただきたいと思うのであります。

○高田説明員 收用、使用の定義の問題につきまして御質問でございまして、きわめて法律技術的な問題でございますので、私から簡単にお答えいたしたいと思います。お説のように、法律の形ができるだけわかりやすくいたしますとする建前をとりましたので、むろん收用、使用という言葉の定義を、できればつくることが好ましいのでございまして、その点立案の過程におきまして、率直に申し上げますが、いろいろくふうをいたしたのでございます。これはできる限りの努力を払いましたでやつたのでございますが、收用、使用の定義をいたしまして掲げる規定の趣旨なりあるいは收用の効果と少かつたこと、と申しますのは、收用、使用ということの内容は第一章の規定の趣旨なりあるいは收用の効果といた第七章の規定の趣旨から、自然法

○高田説明員　長くて書けなかつたところはこれ／＼であるということをお答え願います。

○村瀬委員　收用または使用を定義することが実益がないとおつしやるが、この法案の審議をまかせられておりました。建設委員の私は、その必要を感じますのであります。法文には非常に長くなるとおつしやるならば、法文へスケルプトでなくともこれは了承いたします。しかし速記にはつきり残しておいていただきたい。これは法文に書くと長くなりますが、困るから書いてなかつたのがあるが、この第八条に書かれておる收用とはこれ／＼である。どんなに長くなつてもよろしい、速記に載せる。收用とはこういう意味である、立案者たる者はこうであるということをはつきりお示しができないとすれば、もはやこの法案の審議を進めることができませぬ。法律をつくつた以上は、その内容が長くて書きにくかつたということは、それはよろしくございますが、答弁ができるということはないのではないかと思います。長くてもよろしくゆうございませんから、收用とはこうである、使用とはこれ／＼であるということをお答え願います。

いうことを実は私は申し上げたのではないとかういふにおとりになりますから、私の説明が非常に悪かつたのではないかとさういふことはあります。これは先ほど申しました通り、收用の効果というものは、收用の他と離別し得る正確な定義というものを書きます。これは、先ほど申しました通り、收用をもし誤りますと、かえつて間違いを起すことの困難があつたのでござります。またもう一つは、これは当然のこととございますが、御説明を申し上げますと、收用という言葉はすでに最近いろいろな、たとえば工業法で收用という文字を使つておりますが、その他の戦後の立法におきましても、すでに使われておる言葉でございまして、これはむしろある意味におきましては熟した言葉ではないか、一般的に十分わかるのではないのか。ただ收用というものが、法律的にいかなる効果を発生するのであるかと、いうことをおつしやいますと、これは法律の上で明記はしておりますのでございますが、さような経過からいたしましてお答え申し上げたのでございまして、必ずしもそういうわけではなかつたのであります。

ればむづかしいでよろしい。しかしその收用はどういう意味であるか。五十行でも六十行でもよろしい、收用とはこういう意味だということをそこで御答弁になれば、速記になるのでありますから、それでいいであります。提案者で困難であれば、全国民はなおさら困難であります。そこをはつきりし
ていただきたい。

○濱江政府委員 たとえて申しますと、今の村瀬委員の御質問になります。土地の収用と申しますれば、土地の所有権の完全な支配権を結局取得するということのように私ども常識的に考えておられます。それから使用ということもありますれば、完全な所有権は一応別にいたしまして、結局必要とする目的に応じた権限を行使するという意味の地上権の行使であります。目的によつてそれ／＼異なつて参ると思いますけれども、今申し上げた程度の差異が收用と使用との間にある、こういうふうに考えるのであります。なお御質問がございましたら申し上げたいと思ひます。

○村瀬委員 私は今の御答弁では必ずしも全部ではないと思うのであります。が、なお適当な機会に、この収用といふのはこういう意味であり、使用とは、うお言葉をお使いになりましたが、たとえばでなく、定義的に一應はつきりしておいていただきたいと思うのであります。本日はこれ以上お尋ねすることは無理だと思いますのでお尋ねいたしません。というのは収用、使用については、学説が種々わかれているのであります。法律の中に使用する場合には定義づける必要があるのです。

が、第八条（定義）とありながらお書きにならなかつたのは、学説が区々にわかれでつて書きにくかつたのだらうと思う。書きにくければ、なお書いておかなければならぬと思うのであります。学説はどうあろうと、この法律規則はこう解釈しておるのだということを一應はつきりしておく必要がある。われ／＼が建築基準法をつくりましたときには、最もわかりやすい「建築物」という定義まで下しておるのであります。これが親切な立法の態度であるのです。従つてこの点につきましては、適当な機会にはつきりした定義をお示し願いたいと思うのであります。

の内容ことに施設等の範囲につきましては、三十三号まで全体に通ずる共通の立法題旨でございます。それから旧法とこれとの新しい法案との間で、しかばばどういう事業が新しく追加され、もしくは削られたかという差異の点でござりますが、これも若干御説明申し上げた通りでございまして、旧法の、皇室の陵墓の建造ないしは神社の建設に関する事業、さらに国防その他軍事に関する事業、これは削除いたしております。なお新しく追加したものとしてしましては、第一号の「公共の用に供する駐車場」これが一つ、それから八号の「無軌条電車の用に供する施設」、それから三十六号に参りまして、「國又は地方公共団体」が一定の地域におきまして「自ら居住するため住宅を必要とする者に対し賃貸し、又は譲渡する目的で行う五十戸以上の同一団地の住宅経営」、さらにこまかい点について若干実質的に追加したと思われます点は、第六号に掲げてございまするよう、國、都道県または土地改良区が行います土地改良事業の施行に伴い設置する用排水機または地下水の利用に関する施設、それからもう一点申し上げておきたいと思いまことは、十号に掲げてございます「漁港法による漁港施設」、これらが実質的に追加せられたものでございます。ただ箇条書きだけをおあげになつておきますが、私はそのほかの部面の内容をお聞きしたかつたのであります。ただ箇条書きだけをおあげになつておきますが、私はそのほかの

りましたけれども、たとえば三十戸の「五十戸以上の一团地の住宅経営」というようなものを加えておることは、建築行政の面から考えまして、非常に画期的なよい点でもありますようが、またこれは、実際の運営にあたつては、立案者の趣旨をただしておかねばならぬ問題と思つてあります。われわれは耐火建築助成法案でこういふ問題で現に論議を重ねつてあるのであります。「五十戸以上の一团地」といふのは、坪数等は全然制限がないのであるかどうか。またいつも議論になるのであります。その五十戸を達てますのは、坪数等は右側へ広げても左側へ広げてもよいわけであります。右側にあります分は、左側をとつてくれと言ふのでありますよし、左側にあります分は、右側をとつてくれといふ場合も生ずるであります。こういう点の内容をひとつ伺つておきたいと思います。

戸の一団地にしたいという場合に、それを収用できるということをお考えになつたのでありますか。いわゆる何にもないところでも、ここに建てるのだけといつてよいというお考えから出ておりますか、こういう点についても伺つておきたい。

○岩沢参議院議員 その敷地はやはり住宅地域として指定せられた区域を一応は大まかにさしておるのであります。今お示しの通り、国または公共団体がそこを持つてゐるかしないかということは問題外にしているのです。從つてこれが適地であるという場合におましても、この收用法にかけて、二千坪なりあるいは所要の坪数を收用しようと、こういうような考え方であります。

</div

のできない場合も生ずると思うのであります。この法案が成立した場合には、当然そういうことを了解されておるといふ御答弁だつたと了解してしつかえありませんか。

○豊島政府委員 鉱業と採石業と、ほ
かの産業、一般鉱業との土地の利用調整をやるといふことが、土地利用調整委員会のできました大きな目的であります。従つてそれだけやつておれば、あるいはそれでその目的は達し得るものではないかというふうにも考えられますが、けれども、われ／＼といたしましては、鉱業と採石業と、ほかの産業との利用調整をやります場合に、ほかの方の産業同士の間の利用調整といったような部面に関連した部面を知つておかなければ、完全に仕事ができない場合があるのではないかといつたことも考慮されますので、今の土地收用法の場合におきましても、一應われ／＼の意見を聞いていただきたいというふうにしたのであります。

○西村(英)委員 私も今のに関連して……。御説明、いろいろありました
が、土地調整委員会との関連で私も疑問
を持つておつたのです。どうして意見
を見聞かなければならぬのか、そういう
場合は訴願の裁決をやり直す場合の
みです。土地調整委員会は鉱業法に基
いたことをやるので、それ以上は出な
い。建設大臣がやつたらいいと思うの
です。その辺ちよつとわかりませんが
ら……。

○滋江政委員 いろいろ土地利用調整
委員会との関連のお尋ねでございまし
た。

が大きな問題であります。これはあるいは土地利用調整に関する問題が出てまいりかもしだれぬ。しかしその問題に関する限りは、土地利用調整委員会は一応最終的な審査機関としての働きをなしておられます。そういう関係において、どの案件がそれに相当し、どの案件がそれには相當しないという関係にあります。これはりくつから申しますれば、両者一緒にしたらしいじやないかといふ御議論もあるかと思いますし、別個に働いてもよろしいじやないかといふ御議論もあるかと思いますが、これはその沿革からいたしまして、土地利用調整委員会といふものは、一応鉱業法に基いて発足したのであります。その後に土地收用法の改正問題が起つた前後の経緯からいたしまして、そういう相互の調整をとるといふ、いわば一つの妥協の産物として、ういつたようななかつこうに一応政府部門内といたしましては、協議をまとめたわけであります。その間に若干御質問を持たれる点はごもっともだと思いますが、それらの運用につきましては、できるだけこの法律の趣旨に従いまして、そうした調整をとるということはもちろんでござります。将来の運用の結果を見て、またいろいろ考究すべき問題は土地利用調整委員会とも協議すべきで考究して行きたい、こういうふうに考えておるわけであります。

なりました中央の審査会を省略して、それから土地調整委員会をこの中に入れて、鉱業法に関係があつたりすればいいでしようが鉱業法に関係ないのに調整委員会を入れて、その調整委員会が最後の決定機関になりますならばいいが、最後の決定はやはり建設大臣だというように、ただ意見を聞くというのは、この辺に何かどうもすつきりしないところがあるよう思う。私もよくわかりませんが、どうもおかしい。非常にあいまいなところがあるのであります。私は意見を聞かぬでもいいだろうと思う。大体鉱業法に関係があるなら、それは意見を聞かなければならぬ。いだろうが、しないで關係のないところまで意見を聞いて、そうしてその意見を尊重されるのならないが、少しも強制力はないのだというようなことになれば、何のためにその意見を聞くのかちつともわからないことになるというような感じがいたします。

農地でない場合におきましても、土地調整委員会は、農地に限らず、やはりいろいろの土地につきまして多少の研究をしておるというか、こうに相なりますので、慎重を期しますために、第一審におきましては、さらについねにその意見を聞くことにいたしました。二審におきましては、さりにていねにござります。もつともこの意見を聞くことにせざり、先ほど村瀬委員から御意見にもあつたと存じますが、土地調整委員会に決定権を持たせるといふことがどうかというようなことが御質問の裏にあるのじやないかと存じますが、思うのでござります。村瀬委員の御意見は、むしろ決定権を与えたらいじがこれを決定するということが、現在の法律制度の上から申しますと、どう大臣がやりましたことを他の行政機関見はない建設大臣がやりましたことを、行政委員会がこれの決定権を持つといふことが非常に不都合な結果になりますので、意見を聞くということにいたしたのでござります。むろん意見を聞く以上これを尊重することはもちろんでござります。以上のような次第でござります。

○田中委員長代理 この際お諮りいたします。議員坂本泰良君より委員外の発言の申し出があります。これを許可することに御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田中委員長代理 御異議なしと認めます。よつて発言を許可いたします。

坂本泰良君。

○坂本泰良君 総論的の点を一、二点お伺いいたしたいと思います。

第一に、先ほどからの説明で大体了

○岡田參議院法制局參事 独立法といふお言葉をお使いになつたのでございまが、これは現行土地收用法を廃止いたしまして、いわば實質的に申しますと、改正的な意味におきまして、新しくこの土地收用法案を立案すると、いう関係に相なつております。従いまして、土地收用法の施行令をごらんになりますと、事實上におきまして、現行の土地收用法を廢止するという規定があるのであります。そういう関係になつております。

から、これはそのまま存続するのでござります。ただこの地上権だけが消滅するという趣旨なのでござります。

○坂本泰夏君 それは説明の通りです。そこで国家が使用権を收用した場合において、国家が個人の所有者に対して賃料を払うかどうか、その点の法律関係でも消滅するよう聞くから、そこをはつきりしてもらいたい。

○滋江政府委員 前段の問題は御了解願つたのでございますが、要するに新しく收用法に基いて使用権を取得いたしました国家あるいは起業者、それと從来の土地所有者との関係、これは收用法に基きます一つの民法上の契約關係でなく、この收用法に基く一つの法律關係というふうに解釈いたします。それに対しまして賃料その他の問題は、この法律に基きまして、補償料その他使用料といふ形で支払う、こういうふうに考えておるわけでござります。

○坂本泰夏君 そうしますと各事業を認定しまして——事業のためにこの收用があるわけでございますが、そうしますと國家がその收用の主体であるならば、國家が賃料を払わなければならぬようになる。しかしながら實際上考えますと、私設鐵道をつくる場合において、その鉄道会社が今後使用料を払うことになる。そうすれば處分自体は國家でやつていいのだけれども、土地收用の主体は国家だと、一率に限定していいかどうか、この点についての疑問が起るわけですが、その点を伺いたい。

○滋江政府委員 先ほども申しましたが、收用権の主体が国家であるということは、收用権という公法上の権限のもと申しますが、源泉は國にある。しか

しそれを起業者にそれべ付与するための一つの処分は、これは公法上の処分であるから、この收用法によつて解決して行く。こういうふうに考へて、その公法上の処分の結果として付与された收用権、それに基く具体的な効果は、それべ起業者が持つ、こういうふうに考へます。

○坂本泰良君 最後にもう一点だけ伺つておきますが憲法二十九条それから民法一条二百六条との関係ですが、氏の証言に私有財産制度の確立と完全な補償の点がマッチしておるという証言があつたわけですが、この私有財産制度の確立について、いわゆる所有権の問題はあまりに領土的の方面に考へると、この土地收用法は非常に了解できない点が相当あると思うのです。ですからこれを経済的方面から考へて、收益処分を経済的方面から考へ、土地の移転とかこういう点についての領土的考へを——これは先ほどの説明によつて全然旧法を廢して新しい法をつくると、施行法の規定で明確になつておりますから、その点が提案理由その他で收用の範囲の拡張あるいは收用審査会の運用を合理化して事業の範囲の拡張、その対象物の拡張といろ／あります、根本的に土地の所有権、いわゆる私有財産制度の所有権の觀念を領土的に考へすにもつと經濟的方面に重点を置いて考へたならば、この法律案が合理的の解釈ができると思うのですが、やはり廢止されるとも旧法いわゆる土地收用法の觀念による領土的の土地その他の所有権の考へをおられるか、あるいは使用、收益、処

分といふのを経済的方面に重点を置いて新法を合理的に解釈しようとしておられるか、その点についての発案者の御見解を承つておきたい。

○坂本泰眞君 私がお聞きいたしましたのは、憲法第二十九条も、旧憲法の法律の範囲内においての使用、収益、处分をなすというので、これも大体同じだとは私は思います。ただ考え方があわらなければならない、というのは、現調整をはかつているわけでございます。

○坂本泰眞君 私がお聞きいたしましたのは、憲法第二十九条も、旧憲法の法律の範囲内においての使用、収益、处分をなすというので、これも大体同じだとは私は思います。ただ考え方があわらなければならない、というのは、現

行の土地收用法といふのは領土的考でこの收用法ができるから、従つて先ほど申しました鉱業法とか採石法とかが分離されまして、新たな立法ができた沿革がある。というのは土地收用法の土地については領土の觀念を非常に強くしてこれを收用した關係がある。ですからその点から考えますと、今おつしやいました二十九条の第三項も公共のために用いるときは正当な賃償で私有財産を剝奪するとなつておりますからそこは同じなのです。ただ問題はこの使用、収益、処分について事業の範囲を拡張し、並びにその收用の対象物を——收用にしましても使用してもその対象物をここに拡張して完全補償をなして、ここに收用を進めるという点から考えるところはむしろ領土的の考えはなくして、土地の利用価値から考へる、經濟的の考え方からこれを立法したというふうに考へる、こういうふうに考へると現在の法案が合理的に行くと考えられるのですが、そういう考え方をもつてこの立法に当られたかどうか、その点をお聞きしたわけですか。

一つの新しい見方をとつておる、これは御了解願えると思います。ただしかし私有財産そのものに対する補償、これは一方で、私法上の各種の権利につきましては、民法その他で規定しているわけでありまして、これらの規定の建前に対して收用法は触れているわけではございません。その点は從来の民法なり何なりの解決にまたなければならぬ問題でございます。この既存の法律の建前の上に立ちまして、補償問題を取上げる、こうしたような考え方をとつておる次第であります。

○坂本泰良君 終りました。

○田中委員長代理 明三十一日午後一時より委員会を開き、本案についての審議を続行することとし、本日はこれにて散会いたします。

昭和二十六年六月十四日印刷

昭和二十六年六月十五日發行